

### 3-7. 仮置場の開設と維持に係る計画

#### (1) 仮置場の必要面積の推計

仮置場必要面積は、災害廃棄物発生量をもとに、災害廃棄物対策指針に基づき推計する。算定の結果、震災時よりも水害時の方が災害廃棄物の発生量が多く、約 2.4ha の仮置場が必要と推計された。

仮置場面積の算定方法を表 3-15 に、災害廃棄物のみかけ比重を表 3-16 に、仮置場面積の算定結果を表 3-17 に示す。

表3-15 仮置場面積の算定方法

項目	計算方法
①仮置量(t)	災害廃棄物発生量(t)
②見掛比重(t/m <sup>3</sup> )	表 3-16 参照
③積み上げ高さ(m)	5m
④作業スペース割合	100%
⑤仮置必要面積(m <sup>2</sup> )	①仮置量(t) ÷ ②見掛比重(t/m <sup>3</sup> ) ÷ ③積み上げ高さ(m) × (1+④作業スペース割合)

技術資料【技 1-14-4】 p.1 一部加工

表3-16 災害廃棄物の見掛比重

単位：t/m<sup>3</sup>

	廃棄物の種類							
	木くず	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属くず	廃家電	廃置	その他
災害廃棄物の見掛比重	0.55	0.40	1.10	1.48	1.13	1.00	0.40	1.00

※1 見かけ比重は、想定地震及び想定水害に係る推計と共通の値を用いる。

表3-17 仮置場面積の算定結果

単位：m<sup>2</sup>

	災害廃棄物の種類			計
	解体がれき	片付けごみ	洪水堆積物	
地震	8,768		-	8,768
水害	8,879	14,715	27,972	51,565

## (2) 仮置場候補地の選定

発災後は、災害廃棄物の発生状況等に応じて、仮置場の設置を検討する。

仮置場の設置の際は、処理先への直接搬入や一部の仮置場のみ設置する等、災害の種類や規模、確保できる敷地面積等に応じて柔軟に対応する。

仮置場候補地選定の手順を表 3-18 に、仮置場候補地の要件を表 3-19 に示す。

表3-18 仮置場候補地選定の手順

段階	方法	内容
第 1 段階： 候補地の抽出	法律・条例の規制及び規制以外の諸条件による抽出	本町全域の空地等から、法律・条例により土地利用が規制されていない区域や土地を抽出する。 なお、規制がなくても、本町の施策との整合性、自然環境、防災等の諸条件から除くべき区域は対象外とする。
第 2 段階： 候補地の絞り込み	面積、地形等の物理的条件による絞り込み	第 1 段階で抽出された候補地から、必要な面積を確保できる等の物理的条件、地形、地盤、形状、現状の土地利用等も配慮して絞り込む。公有地（公園、グラウンド、公民館、廃棄物処理施設等）の利用を基本とするが、公有地を確保できない場合は民有地の利用も検討する。
第 3 段階： 候補地の順位付け	周辺環境、運搬効率等の評価項目による順位付け	第 2 段階で絞り込まれた候補地を対象に、自然環境、運搬効率、用地取得容易性等から評価項目を設定し、候補地の順位付けを行う。発災後は現地を確認するとともに、総合的に評価して仮置場を選定し、配置計画を作成する。
選定結果（例）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園、グラウンド、公民館、廃棄物処理施設等の公有地</li> <li>・長期間利用が見込まれない民有地（借り上げ）</li> <li>・二次災害や環境、基幹産業への影響が小さい地域等</li> <li>・仮設住宅等他の土地利用の需要の無い土地</li> </ul>

表3-19 仮置場候補地の要件

項目	内容	
仮置場候補地	①選定要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ごとの被災想定、仮置場の必要数、必要面積等を把握、整理し設定する。</li> <li>・公有地から、庁内関係所管課との利用調整を図った上で選定する。</li> <li>・被災地内の公園や空地等、可能な限り被災者の生活場所に近い所に設定する。</li> <li>・病院・学校・水源等の位置に留意し、近接する場所を避ける。</li> <li>・バッカー車やダンプトラック等の出入が容易な場所を選定する。</li> <li>・ごみの搬入ルート、アクセス道路（搬入路）の幅員、処理施設等への効率的な搬出ルートを想定、考慮する。</li> </ul>
	②環境上の配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌汚染対策法に準拠し、必要に応じて事前調査を行う。</li> <li>・生活環境への影響、原状復帰後の利用方法を考慮する。</li> </ul>
一次仮置場候補地	①選定要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り、搬入時の交通、中間処理作業による周辺住民、環境への影響が少ない場所とする。</li> <li>・災害廃棄物の推計排出量、解体撤去作業の進行、処理の処理能力等を勘案して、仮置場よりも広い十分な容量を持つ場所とする。</li> <li>・災害廃棄物の発生状況と効率的な搬入ルート、アクセス道路（搬入路）の幅員、処理施設等への効率的な搬出ルートを考慮する。</li> <li>・発生量に対応できるスペース以外にも、所有者・跡地利用、関連重機や車両のアクセス性や施行の容易性、最低限の防火・消火用水（確保できない場合は散水機械）の可能性を考慮する。</li> </ul>
	②環境上の配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グラウンド等を利用した場合、後日ガラス片等を取り除く。</li> <li>・二次汚染を防止するための対策や原状復帰時の汚染確認方法に配慮する。</li> </ul>

### (3) 仮置場の場内配置

仮置場には災害廃棄物を選別し、品目ごとに区分して保管する機能が求められる。一方、一次仮置場には仮置場から受け入れた災害廃棄物を、選別するための作業スペースの確保が必要となる。

仮置場及び一次仮置場の場内配置案を図3-14に示す。

本町では仮置場の段階でできるだけ細かく分別して保管し、リサイクル先や処理・処分先に搬出する計画としていることから、なるべく広い場所を仮置場として選定し、図に示すように品目ごとに保管する。一次仮置場では図に示す品目のほか、状況に応じて稲わらや土砂、再選別を必要とする混合物等を搬入するため、必要に応じてレイアウトを調整する。

なお、実際の災害時には本場内配置案を参考として、災害廃棄物の発生状況や外部委託先の引取条件に合わせて分別区分を最終決定するとともに、仮置場ごとに場内配置や品目ごとの保管面積を決定する。

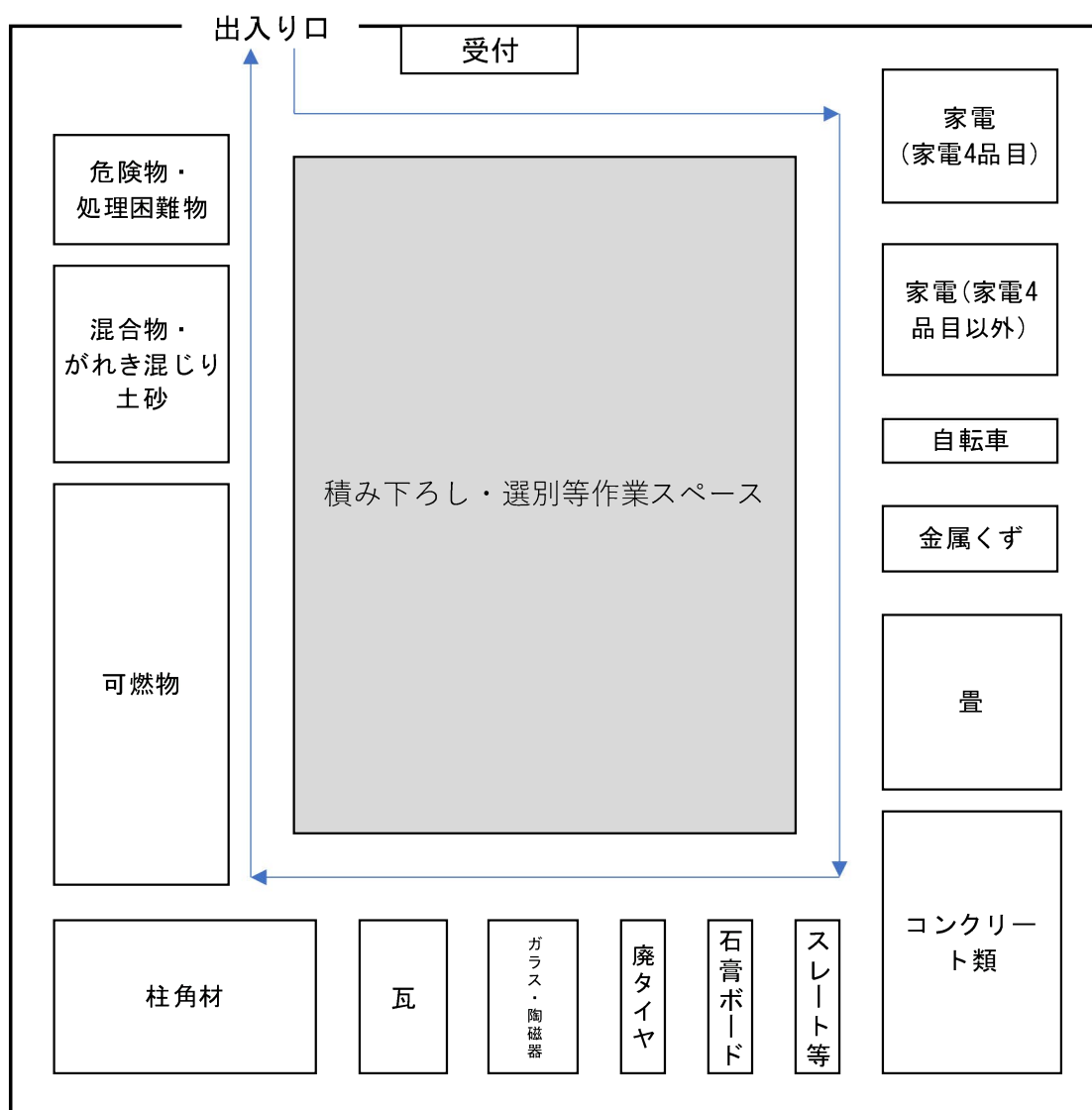


図3-14 仮置場及び一次仮置場の場内配置案

#### (4) 仮置場の維持管理

##### 1) 管理・運営

仮置場の管理・運営方法を表 3-20 に示す。

また、参考資料として、令和元年東日本台風時の仮置場における管理・運営の様子を図 3-15 に示す。

表3-20 仮置場の管理・運営方法

項目	内容
交通整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮置場に災害廃棄物を搬入する車両で交通渋滞を起こすおそれがあるため、仮置場への搬入経路を設定し周知を徹底する。</li> <li>必要に応じ、誘導員による交通整理、搬入車両の誘導等の対応を行う。</li> </ul>
搬入路の整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>搬入路については、トラック(4t程度)がアクセスできるコンクリート、アスファルト、砂利舗装された道路を確保する。</li> </ul>
路盤整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮置場の地盤について、特に土(農地を含む)の上に集積する場合、散水に伴う建設機械の作業性を確保するため、仮設用道路等に使う「敷鉄板」等を確保する。</li> </ul>
搬入・搬出管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害廃棄物の作業効率の向上、不法投棄、不適正廃棄を防止するために、管理要員を配置し、搬入・搬出の管理を徹底する。(身分証、搬入申請書の提出ルール化等)</li> <li>受入時間、排出方法、場内の利用方法等について周知徹底する。時間外は搬入できないよう措置をする。必要に応じて巡回監視を行う。</li> <li>災害廃棄物量の把握、処理コスト算出の根拠とするため、搬出入者及び搬出入車両の情報(車両ナンバー等)、車両台数、災害廃棄物品ごとの概ねの量(搬入量と搬出量及び処理量等)を記録し実績把握を行う。</li> </ul>
安全管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業員は、安全・衛生面に配慮した服装に加え、粉じんの飛散に備え、防じんマスク、めがね、手袋、安全靴等の着用を義務付ける。</li> <li>場内は原則一方通行とし、渋滞や混乱を避ける。</li> </ul>
分別管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>備品(案内版・立看板、シート等)の確保・備蓄を推進する。</li> <li>種類ごとに区画を設け、見やすく、分かりやすい看板を設置、管理要員による誘導等により分別を徹底する。</li> <li>現状復帰を視野に、処理の進捗を踏まえて区画の見直しを行う。</li> </ul>
火災予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>発火、発熱防止の観点から、高さ5m以上積上げを行わない。</li> <li>濡れた量やマットレスを積上げて保管すると火災の原因になる可能性があるため、可能な限り乾燥させてから保管する。</li> <li>スプレー缶やライター類は火の気や可燃物のない風通しの良い場所でガス抜きを行った後、日陰で保管する。</li> <li>鉛蓄電池(自動車、オートバイ等から発生)は火災発生の原因となることから、山から取り除き別途保管する。重機で踏みつづさないように注意する。</li> <li>万が一の火災発生時の消火活動を容易にし、延焼を防止するため、堆積物同士の離間距離を2m以上設け、面積を200㎡以下とする。</li> <li>可能な限り、消火用水や消火器を準備する。</li> </ul>



図3-15 令和元年東日本台風時の仮置場における管理・運営の様子【参考資料】  
 (左上：災害廃棄物の分別指導 右上：看板の掲示 左下：搬入の状況 右下：畳の集積状況)



## 2) 必要資機材

仮置場における災害廃棄物の適正保管及び選別のために、看板やカラーコーン等の設置や重機による作業等が必要となる。仮置場の管理・運営時に必要となる車両・機材の例を表 3-21 から表 3-23 に示す。

表3-21 仮置場の管理・運営で必要となる車両・機材の一覧(1/3)



対象・場面	名称	写真	用途・特徴等	必須
設置	敷鉄板、砂利		大型車両の走行、ぬかるみ防止	
	出入口ゲート、チェーン、南京錠		保安対策（進入防止）、不法投棄・盗難等の防止	○
	案内板、立て看板、場内配置図、告知看板		運搬車両の誘導、災害廃棄物の分別区分の表示、お知らせ・注意事項の表示等	○
	コーン標識、ロープ		仮置き区域の明示、重機の可動範囲・立ち入り禁止区域の明示等の安全対策	
	受付		搬入受付	○
	フォーク付のバックホウ		災害廃棄物の粗分別、粗破碎、積み上げ、搬出車両の積み込み	○
	運搬車両（パッカー車、平ボディ車、大型ダンプ、アームロール車等）		災害廃棄物の搬入・搬出	○

表3-22 仮置場の管理・運営で必要となる車両・機材の一覧(2/3)

対象・場面	名称	写真	用途・特徴等	必須
作業員	保護マスク、めがね、手袋、安全(長)靴、耳栓		安全対策、アスベスト吸引防止	○
	休憩小屋(プレハブ等)、仮設トイレ		職員のための休憩スペース、トイレ	
	クーラーボックス		職員の休憩時の飲料水の保管	
管理	簡易計量器		災害廃棄物の受入、選別後物の搬出時に計量を行うための設備。一次仮置場に設置したほうが管理しやすい場合等、必要に応じて設置する。	
	シート		有害廃棄物や危険物等の保管場所の土壌汚染を防止するため、シートを設置してから廃棄物を仮置きする。また、降雨により内容物が漏出する懸念があるものについては、ブルーシート等で覆う(可能ならば倉庫等に収容)等の対策を行う。また強風等による飛散防止にも活用できる。	
	仮囲い		廃棄物の飛散防止や保安対策(外部からの侵入防止)、不法投棄や盗難防止のため、敷地の周囲に設置する。必要に応じて、仮囲い上部に防塵ネットを設置する。人家等に近接する場合には、騒音の低減や景観に配慮する。	
	飛散防止ネット		廃棄物の飛散防止を目的に設置する。	
	防塵ネット		廃棄物の飛散防止や粉じん対策として設置する。	
	タイヤ洗浄設備、散水設備・散水車		処理施設から場外への粉じんの飛散防止、運搬車両からの粉じんの飛散防止対策として、運搬車両のタイヤに付着した土を洗い流すための洗浄設備を設置する。また搬出入道路や場内道路に散水したり、ロードスqueeper等により清掃する。	

表3-23 仮置場の管理・運営で必要となる車両・機材の一覧(3/3)

対象・場面	名称	写真	用途・特徴等	必須
管理	発電機		電気が通っていない場所に仮置場を設置する場合、電灯や投光機、水噴霧の電力を確保するため、必要に応じて設置する。また休憩スペースにおける冷暖房の稼動用（猛暑・寒波対策）に必要に応じて設置する。	
	消臭剤		臭気対策として、悪臭の発生源に対して消臭剤を散布する。	
	殺虫剤、防虫剤、殺鼠剤		害虫対策として、必要に応じて害虫の発生する箇所に殺虫剤、防虫剤を散布する。また害獣対策として、必要に応じてねずみ駆除を実施する。	
	放熱管、温度計、消火器、防火水槽		堆積物内部の放熱のため放熱管を設置したり、可燃物内の温度や一酸化炭素濃度の測定を行うことで、廃棄物の火災を防止する。また万一、火災が発生した場合に備え、消火器や防火水槽を設置する。	
	掃除用具		仮置場及びその周辺的美観の保全を目的に、準備した掃除用具で掃除する。	

出典：環境省技術資料【技 17-1】一部加筆修正

その他、状況に応じて必要となる車両、重機の例を表 3-24 に示す。



表3-24 状況に応じて必要となる車両、重機の例

車種	概要
脱着装置付きコンテナ自動車 (アーム式ローダ車)	トラックの荷台を着脱でき、1台のトラックと複数個のコンテナの組合せにより廃棄物の貯留、収集、輸送までをシステム化できる。
ユニック車	小型クレーンを装備しているトラック。アームは360度回転することが可能で、建築資材等重量物の積載運搬に使われており、重量物の積下ろしや、高所から（高所へ）の荷物の積下ろし、資材の搬出入、工場機械の搬出入等に使われている。自動車免許でも運転でき、またクレーンと平トラック2台分の作業が可能のため、輸送コストも削減できる。
フォークリフト	災害廃棄物が保管されたコンテナ等の積下ろしや積重ね保管するために用いられる。
ラフテレーンクレーン	ホイールクレーンの一種。四輪駆動・四輪操舵機構を装備し、荒れた地形等の不整地を走行できる特殊自動車。災害廃棄物が保管されたコンテナ等の積下ろし等に用いられる。
ショベルローダー、 ホイールローダー	前方にパワーショベル、バケットを備えた特殊自動車。主に工事現場や除雪作業等において土砂等をダンプカーに積込むときに使われる建設機械であり、油圧ショベルより一度に多量の土砂を積込むことができる。
移動式破碎機	自走可能な破碎機。 災害廃棄物の粗破碎を行うために用いられる。

## (5) 災害廃棄物の収集・運搬計画

本町は、委託及び許可業者が一般廃棄物の収集運搬を行っている。災害時には現行体制に基づき片付けごみも含めた収集運搬を行うものとする。

収集運搬に係る基本方針を次に示す。また、災害廃棄物の収集運搬の流れを図3-16に示す。

- ・ 平時から優先的に回収する災害廃棄物の種類や必要な機材、収集運搬方法、経路等を想定するように努め、人員及び機材が不足した場合を想定し、人的・物的支援の協力体制を仙南広域や近隣自治体及び民間業者等と構築する。
- ・ 災害時は、委託及び許可業者に協力を要請し、緊急を要する地域から速やかにごみを収集、運搬する。また、収集する際には、委託及び許可業者と収集分担区域、収集運搬ルート等について協議を図るものとする。
- ・ 収集場所は指定の集積所とするが、被災地の状況に応じて臨時集積所を設置する。
- ・ 委託及び許可業者だけでは収集運搬が困難な場合には県や関係団体に協力を求め、業務が滞らないよう体制を構築する。

災害が小規模であり、本町が仮置場を開設しないと判断した場合は、生活ごみと合わせて本町が災害廃棄物を収集運搬する。

基本的な方針は以下の通りとする。

- ・ 被災現場から仮置場までの運搬は、原則として排出者が自己搬入にて行う。
- ・ 公共用地から発生する土砂や公共用地に流出しており、持ち主が分からないものは本町にて収集運搬を行う。
- ・ 仮置場から一次仮置場又は委託先等への運搬は町にて行う。

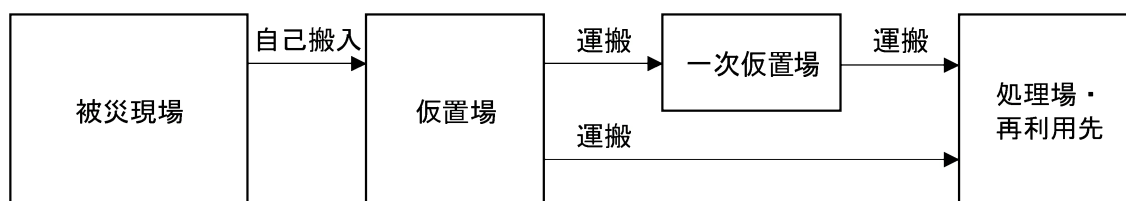


図3-16 災害廃棄物の収集運搬

## (6) 環境対策とモニタリング

### 1) 環境影響と環境保全策

災害時には、建物の解体・撤去や災害廃棄物の収集搬入・処理が行われるため、仮置場及びごみ処理施設周辺の住民の生活環境を保全するとともに、労働災害を防止することを目的として、環境影響を把握し、環境保全対策及び環境モニタリングを実施する必要がある。

災害廃棄物への対応における環境影響と環境保全策の内容を表 3-25 に示す。

表3-25 災害廃棄物への対応における環境影響と環境保全策

影響項目	環境影響	対策例
大気	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解体・撤去、仮置場での作業による粉じんの飛散</li> <li>・石綿含有廃棄物の保管、処理による飛散</li> <li>・災害廃棄物の保管、処理による有害ガス、可燃性ガスの発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な散水の実施</li> <li>・保管、選別、処理装置への屋根の設置</li> <li>・周囲への飛散防止ネットの設置</li> <li>・フレコンバッグへの保管</li> <li>・搬入路の鉄板敷設等による粉じんの発生抑制</li> <li>・運搬車両の退出時のタイヤ洗浄</li> <li>・分別や目視による石綿分別の徹底</li> <li>・作業環境、敷地境界での石綿の測定監視</li> <li>・仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制</li> </ul>
臭気及び害虫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物の保管による臭気発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・腐敗性廃棄物の優先的な処理</li> <li>・消臭剤、脱臭剤、防虫剤等の散布</li> <li>・シート等による被覆</li> <li>・日常生活圏への影響が少ない位置に設置</li> </ul>
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・撤去・解体処理作業に伴う騒音・振動</li> <li>・仮置場への搬入・搬出車両や仮置場内の作業による騒音・振動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低騒音、低振動の機器の使用</li> <li>・防音シートの設置</li> </ul>
土壌	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遮水シートの敷設</li> <li>・PCB 等の有害廃棄物の分別保管</li> </ul>
水質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・降雨等による災害廃棄物に含まれる汚染物質の公共用水域への流出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遮水シートの敷設</li> <li>・排水、雨水の処理</li> <li>・水たまりを埋める等の腐敗防止</li> </ul>
その他 (火災)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物の保管による火災の発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物と可燃性廃棄物の分別保管</li> <li>・仮置場の積み上げ高さの制限</li> <li>・定期的な切返し等の実施</li> <li>・ガス抜き管の設置</li> </ul>

出典：「災害廃棄物対策指針」技術資料【技 1-14-7】（環境省、平成 30 年 3 月）一部加工

## 2) 火災予防策

災害時には、仮置場における可燃性廃棄物の火災予防対策を実施することが重要である。  
仮置場の火災予防対策を表 3-26 に示す。

表3-26 仮置場の火災予防策

火災予防策の内容
<p><b>【仮置場の設置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>仮置場に積上げられる可燃性廃棄物は、高さ 5m 以下、一山あたりの設置面積を 200 m<sup>2</sup> 以下にする。また、積上げられる山と山との離間距離は 2m 以上とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 堆積高さが 5m を超過すると、内部の発熱速度 &gt; 表面からの放熱速度となり、蓄熱が促進される危険性があるため。</li> <li>▶ 堆積高さ、設置面積、離間距離を適切に管理することで、火災発生時の消火活動が容易になるため。</li> </ul> </li> <li>数週間に 1 度は仮置場の堆積物の切返しを行い、積上げたままの状態を長期放置しないようにする。</li> </ul> <p><b>【重機】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>積上げられた山の上で作業する重機の活動範囲を日単位で変更する（毎日同じ場所に乗らない）。</li> </ul> <p><b>【危険物】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ガスボンベ、ライター、灯油缶、バイク等の燃料を含む危険物や電化製品、バッテリー、電池等の火花を散らす廃棄物の混在を避ける。 また、これらを含む可能性のある家電・電子機器等の保管場所と可燃性廃棄物を近接させない。</li> <li>スプレー缶やライター類は火の気や可燃物のない風通しの良い場所でガス抜きを行った後、日陰で保管する。</li> <li>鉛蓄電池（自動車、オートバイ等から発生）は火災発生の原因となるので、山から取り除き、重機で踏みつぶさないように注意する。</li> </ul> <p><b>【降雨】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>降雨が繰り返されることによって、廃棄物層内の温度が上昇することが懸念されるため、降雨が多い時期には特に注意を必要とする。</li> </ul> <p><b>【消火活動】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>万が一の火災発生時の消火活動を容易にし、延焼を防止するため、可能であれば消火用水や消火器を準備する。</li> </ul> <p><b>【火災予防のモニタリング】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最低でも 1 週間に 1 度程度は仮置場の山を巡回視察する。</li> <li>表層から 1m 程度の深さの温度が摂氏 75 度を超過していたら危険信号。</li> <li>表層から 1m 程度の深さの一酸化炭素濃度が 50ppm を超過していたら危険信号。</li> <li>堆積物から出てくる水蒸気が芳香系の揮発臭がある場合は危険信号。</li> <li>モニタリングは法肩部、小段部分を重点的に調査する。</li> </ul>

出典：仮置場における火災発生の防止について（再周知）（環境省、平成 23 年 9 月）一部加工

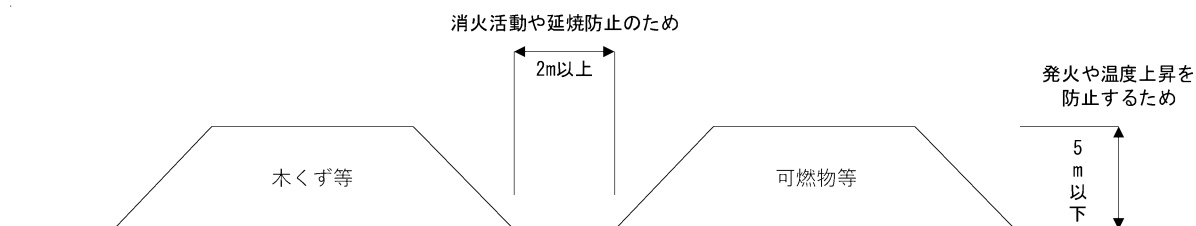


図3-17 仮置場の火災予防



### 3) モニタリング項目と頻度

被災者や住民の生活環境を保全するため、特に災害発生直後は廃棄物処理施設、廃棄物運搬経路、化学物質等の使用・保管場所等を対象として環境モニタリングを実施し、被災後の周辺環境の状況について確認を行うとともに、地域に対しての情報提供に配慮する。

また、復旧・復興期においては、災害廃棄物処理に起因する周辺環境への影響や労働災害を防止するため、損壊家屋等の解体現場、仮置場、廃棄物処理現場の周辺で計画的に環境モニタリングを実施する。

なお、災害によって環境モニタリングの調査内容を再検討し、必要に応じて調査項目や調査頻度の見直しを行う。中間処理施設（一次仮置場）での環境モニタリングの実施例（東日本大震災被災時の宮城県）を表 3-27 に示す。

表3-27 環境モニタリングの実施例

事 調 項 査	調 査 項 目		モニタリング頻度							
			気仙沼	南三陸	石巻	宮城東部	名取	岩沼	亶理	山元
大 気 質	排 ガ ス	ダ イオキシ ン類	2回/年		1回/年	1回/年	1回/年	1回/年		1回/年
		窒素酸化物 (NOX)		4回/年					1回/月	
		硫黄酸化物 (SOX)	1回/月		6回/年	6回/年	6回/年	1回/月		6回/年
		塩化水素 (HCL)								
		ばいじん								
	粉じん (一般粉じん)	1回/月	4回/年	1回/月	4回/年	1回/月	1回/年	2回/年	※1	
石綿 (特定 粉じん)	作業ヤード	※2	4回/年	1回/月	4回/年	1回/月	※2	1回/月	1回/月	
	敷地境界	1回/月	※2	※2	※2	2回/年	※2	※2	※2	
騒 音 振 動	騒音レベル		2回/年	2回/年	常時	1回/年	3回/年	3回/年	2回/年	4回/年
	振動レベル									
悪 臭	特定悪臭物質濃度, 臭気指数 (臭気強度)		2回/年	2回/年	1回/月	1回/年	1回/年	1回/年	※1	※3
水 質	水素イオン濃度 (PH)		1回/月 ※4	2回/年	2回/年	1回/年	1回/月	2回/年	1回/月 ※4	2回/年
	浮遊物質量 (SS), 濁度等				※4					
	生物化学的酸素要求量 (BOD) 又化学的酸素要求量 (COD)				※5					
	有害物質									
	ダ イオキシ ン類									
全窒素 (T-N) 全リン (T-P)		※5			1回/月	1回/年	2回/年	※5		
分級土	有害物質		1回/900 m <sup>3</sup>							

※1 影響が想定される周辺地域に人家等が存在しないため選定しない。

※2 廃石綿等の廃棄物が確認された場合には測定する。

※3 煙突排ガスの臭気成分は高温焼却により分解され、環境影響は小さいと考えられるため選定しない。

※4 雨水貯水池から公共水域への放流口で測定する。

※5 施設排水は生じないため選定しない。

出典：宮城県災害廃棄物処理実行計画（最終版）（宮城県、平成 25 年 4 月）